

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）について

市民部 廃棄物対策課

1 趣 旨

ごみ緊急事態宣言の結果、3か月累計の結果は6.1%の削減となり、残念ながら目標であった12%以上の削減を達成するまでには至りませんでした。

このため、ごみの分別と減量を全ての市民の皆様の取組としていただく制度として、全国約6割の自治体が導入し、ごみ削減効果が確認されている「家庭ごみ処理有料化」を、令和8年4月から本市へ導入することが必要と判断しました。

これに伴い、一般廃棄物処理基本計画についても「計画期間の延長」と「資源化品目の拡大」を行うこととし、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改訂版、令和5年11月追補）」の追補を行おうとするものです。

2 現 計 画

会津若松市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（令和3年4月策定）

会津若松市一般廃棄物処理基本計画（追補）（令和5年11月策定）

3 追補の内容及び理由

(1) 計画期間の3年延長

- ・ 現計画の期間を3年間延長し、令和10年度までとします。

（理由）

- ・ 現状では、現計画の期間が令和7年度までであることから、令和8年度からを計画期間とする次期計画を策定する必要があります。
- ・ しかし、家庭ごみ処理有料化を令和8年4月から導入するため、①家庭ごみ処理有料化を踏まえたごみ分別・減量の施策を再構築することや、②家庭ごみ処理有料化による減量効果を反映した新たなごみ削減目標を設定することが必要になります。
- ・ このため、令和8年度を家庭ごみ処理有料化の導入期間、令和9年度を有料化による実績の把握や調査、施策構築の期間、令和10年度を次期計画の策定とパブリックコメント、廃棄物処理運営審議会への諮問答申の期間として、3年間延長するものです。

(2) 「古着」から「古布」への資源化品目の拡大

- ・ 資源化品目を次の通り拡大します。

計画	分別種類	収集区分	収集形態	収集頻度
現計画	古着	随時	拠点回収方式	回収ボックス配置施設開館時
追 補	古布	指定日	ステーション方式	毎月2週・4週（旧会津若松市、北会津町、真宮新町）【※河東は毎月3週・5週】

（理由）

- ・ 家庭ごみ処理有料化後において、無料で排出できる資源物の品目と排出機会を拡大することで、市民負担を軽減するため、令和8年4月からの導入を目指します。

4 スケジュール

令和6年12月20日(金)	議員全員協議会
21日(土)	パブリックコメント（～令和7年1月20日）
令和7年1月中旬	タウンミーティング
2月中旬	追補の策定

一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)
【追補(案)】

令和7年 月
会津若松市

家庭ごみ処理を有料化することに伴って、計画期間の延長と資源化品目の拡大を行うため、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）【令和3年4月策定の改訂版】と【令和5年11月策定の追補】に次の事項を追加及び補正する。

1 計画の基本的事項

(2) 計画の位置け

③ 計画期間の本文を次のとおり改める。

家庭ごみ処理有料化を踏まえたごみ分別・減量の施策を再構築することや、家庭ごみ処理有料化による減量効果を反映した新たなごみ削減目標を設定することが必要になることから、改訂時、令和3年度から令和7年度の5年間としていた計画期間について、令和10年度まで3年間延長します。

- 2 市勢の概況 追加補正なし
- 3 ごみ処理の実態 追加補正なし
- 4 前期計画の評価と課題 追加補正なし
- 5 計画の基本方針と目標 追加補正なし
- 6 ごみ減量化施策 追加補正なし
- 7 後期計画の目標達成のための重点事項 追加補正なし

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

①家庭系ごみの表を次のとおり改める。

◆表8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類（大）	分別種類（中）	分別種類（小）	収集区分
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日
3 資源ごみ	③かん類	③スチール缶	指定日
		④アルミ缶	指定日
	④びん類	⑤無色びん	指定日
		⑥茶色びん	指定日
		⑦その他びん	指定日
	⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
		⑨プラスチック製容器包装	指定日
⑩プラスチック製品		指定日	
⑥古紙類	⑪新聞紙	指定日	
	⑫紙パック	指定日	
	⑬ダンボール	指定日	
	⑭雑がみ（雑誌、包装紙、チラシ等）	指定日	
⑦古布類	⑮古布	指定日	
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	⑯粗大ごみ	指定日

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

①収集形態等の本文及び表を次のとおり改める。

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。古布類は、拠点回収からステーション方式による収集に移行し、回数については、毎月2週・4週（旧会津若松市、北会津町、真宮新町）【※河東は毎月3週・5週】とします。

◆表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

分別種類（大）	分別種類（中）	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	（全地区）毎週2回	市	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	（旧市）毎月1・3・5週 （旧北会津・旧河東）毎月2・4週	市	
3 資源ごみ	③かん類	ステーション方式	（旧市）毎月1・3・5週 （旧北会津・旧河東）毎月2・4週	市	
	④びん類	ステーション方式	（旧市・旧北会津）毎月2・4週 （旧河東）毎月3・5週	市	
	⑤ア、ペットボトル	ステーション方式	（旧市）毎月1・3・5週 （旧北会津・旧河東）毎月2・4週	市	
	⑤イ、プラスチック製 容器包装	ステーション方式	（全地区）毎週1回	市	
	⑤ウ、プラスチック製品				
	⑥古紙類	ステーション方式	（旧市）毎週1回 （旧北会津）毎月2・4週 （旧河東）毎月1・3・5週	市	
⑦古布類	ステーション方式	（旧市・旧北会津）毎月2・4週 （旧河東）毎月3・5週	市	拡大	
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	申込制	（全地区）毎週1回	市	

※地区名について

旧市：合併前の旧会津若松市

旧北会津：合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東：合併前の旧河東町

9 計画の進行管理

追加補正なし